

## 第2版はしがき

初版『国際相続の法務と税務』は、外国の要素を含む相続の法律問題・税務問題について、解決の手がかりを示す実務書として、2014年12月に発刊されました。当初想定していた読者層である実務家の方々のみならず、実際に海外に資産を保有しているの方々にもご購入いただく等、予想外に好評をいただきましたが、その後、国際相続に関連する重要な税制の改正が続き、さらに約40年ぶりの民法相続法制の改正（平成30年7月6日参議院本会議にて可決・成立、交付同年7月13日法律第72号）があったこと、国際相続をめぐる法律相談も複雑さを増してきたことから、今回第2版を出版することに致しました。

初版の発刊当時は、「国際相続」という言葉すら浸透しておらず、「書籍のタイトルに『国際相続』を入れて読者の方々にテーマを理解いただけるのか」と編集者と悩んだものでした。国際相続に関連する書籍もわずかでした。しかしながら、この5年間のうちに、国際相続の案件は驚異的に増加し、国際相続に関連する書籍、情報もインターネット等を通じて入手が容易になりました。国際化もさらに進み、当事者は全員日本人でありながら、相続財産の中に何らかの外国の資産が含まれるケースも珍しいことではなくなりました。国際相続という言葉が一般的となったのは、感慨深いです。

しかしながら、国際相続事件が見慣れるようになったといえども、国際相続事件が厄介であることは依然として変わっていません。そして、クロスボーダーに財産を所有することが容易になったからこそ、その相続問題は、広法域に及び、法律問題にしても税務問題にしても複雑さを増しているように感じています。

初版の発刊以降、前にも増して多くの国際相続事件を担当させていただくようになりましたが、国内の相続事件と同様、もしくはそれ以上に、国際相続事件については、各国の法制度・税制度が絡むことから、エステートプランニングという事前対策の重要性を強く感じます。特に、認知症等判断能力を喪失した場合の対策の必要性です。先進国の高齢化、キャッシュレス化が進む中、外国資産を相続財産として維持する場合は、出口戦略としての相続対策のほか、判断能力を喪失した場合の対策が不可欠といえます。高齢化対策のないエステートプランニングは、今や完全なものではないということを実感しています。この相続対策と高齢化対策は、両輪の関係にあるのです。この点を踏まえて、外国資産を維持されている方については、相続対策と万が一のための高齢化対策をご検討いただきたいと思います。

国際相続事件を担当する中で、本書を共同執筆させていただいている BDO 税理士法人様のほか、国際税務に精通している税理士の方々と仕事をさせていただきながら、国際相続をめぐる税務の取扱いが複雑であり、一筋縄にはいかないことを学びました。一方、税務当局においては海外資産の把握や課税強化の動きも一層進み、海外資産に絡む税制改正も頻繁に行われています。今後、海外資産を保有する上で、この複雑で厄介ともいえる国際税務についても、これまで以上に留意していく必要が出てくるでしょう。そのためには、やはり海外資産を法的性質から精査した上で、国際税務を担当できる税理士の存在が不可欠といえます。そのような意味で、国内外の弁護士・税理士・金融機関・司法書士等の実務家が協働して国際相続事件を解決することの必要性も感じております。

この第2版では、初版と同様、総論と国際相続事件を処理するために必要な法務・税務の基本論点、実務上のポイントについて整理していますが、改正法や最近の国際相続案件の傾向に基づき、加筆修正をしました。

各論は、初版で取り上げた国際相続案件の典型的な論点から、近時相談が多く

なっている論点までカバーしました。高齢化対策についても言及しています。各事案の処理にあたって、エスレートプランニングとして何が考えられるかを意識した箇所も増やしました。また初版発刊後、読者の方々や実務家の方々からよりよい処理方法をご意見いただいた箇所は、その点を精査した上で、修正しました。

本書は、多種多様な国際相続案件の解決の道筋を示すものでしかありませんが、国際相続事件の早期解決の一助になれば、望外の喜びです。

最後に、本書を執筆するきっかけをくださった税務研究会の大江雄三様、初版から編集を担当しご指導くださった桑原妙枝子様、さらに国際相続案件を実際に処理する上で協働し、貴重なご意見をくださった多くの国内外の実務家の方々に深く感謝申し上げます。

2019年（令和元年）12月

シティユーワ法律事務所  
弁護士 酒井 ひとみ  
(代表執筆)

## はじめに（初版）

弁護士になって、はじめて担当した相続事件は、ハワイで亡くなられた日系アメリカ人の国際相続事件でした。相続人同士が協力的で、権利関係については争いのない事件だったので、私の弁護士としての業務は、遺産分割協議書をまとめた後の相続税申告、不動産登記、金融機関口座等の相続手続のサポートをすることで比較的シンプルな事件だと慢心していました。しかしながら、相続人が、日本、ハワイ州・カリフォルニア州に分散し国籍も複数であったこと、相続人確定に必要な日本の戸籍がないこと、相続人の身分証明も各国間で異なることから、当初の予想に反して、税務当局、法務局、銀行等、各機関に受理してもらえる遺産分割協議書のまとめ方、必要な書類の収集等に四苦八苦して事件処理にあたることになりました。いざ、遺産分割協議書に署名する段階になって、相続人の一人が急死するという想定外の事態も起こり、相続事件——とりわけ国際相続事件の大変さを痛感した思い出深い事件のひとつとなっています。

はじめて国際相続事件を処理するにあたり、途方に暮れてしまった原因として、参考になる実務書、文献がほとんどないことがありました。純粋な国内相続事件に関する実務書も、かつてはそれほど多くなかったように思いますが、最近では、相続税法の改正や、資産承継に関する日本人の意識が変わったことが影響しているのでしょうか、書店には、法律専門書の棚でなくとも、相続や事業承継に関する実務書、特集雑誌があふれています。しかしながら、国際相続事件に関する実務書は、私のはじめて国際相続事件を担当した約10年前と比較してもほとんど増加していないという印象があります。

一方、この10年間で、国際相続事件は確実に増加していると実感しています。日本に財産を保有する外国人からだけでなく、外国に財産を保有している日本人からの財産承継に関する相談も増えています。かつては、日本人の依頼者

は、実際に相続という問題が生じてから法律相談に来ることが多かったのですが、外国に居住する日本人、日本に居住しつつ外国に財産を多く保有する日本人から、長期的視野で相続対策を考えたいという相談が増えているのも、最近の特徴のように思います。

最初に私が担当したハワイ在住の日系アメリカ人のケースもまさにそうですが、国際相続事件は、法律問題だけでなく、実務上困難な問題に直面することが多いことも特徴だと思います。この事件以降、外国人からの信託 (trust) を利用した相続に関する相談、外国に居住している日本人、日本に居住している外国人の遺言の作成、国際相続に関する複雑な紛争案件等をこれまで担当してきましたが、参考資料がない中、手探りで、事件の処理にあたってきました。外国人が日本に財産を残して亡くなられた場合は、日本の相続税申告について税理士と、相続登記については法務局及び司法書士と、金融機関の相続手続については、金融機関の相続担当又は法務部と、日本の国際私法にあたる『法の適用に関する通則法』の解釈、必要な書類等について協議しながら進めることが必要となります。そのような中で、実務家間で共通していたのは、「国際相続に関する実務書等の参考資料がなく、本当に困る……」という、私をはじめ国際相続事件を扱ったときから感じてきた思いでした。

国際相続事件を処理する上で、税務・不動産登記は切っても切れない関係にあります。しかしながら、いざ、私が税理士や司法書士に、国際相続事件の相続税申告業務や不動産登記業務を依頼しようとする、「『法の適用に関する通則法』という日本の国際私法がよく分からない」、「手間がかかる」、「外国人とのやりとりで大変な思いをした」等の事情から、断られるケースもあります。国際相続事件についての法律相談にしても、何件もの法律事務所に断られた挙句、当事務所に行き着いたという依頼者もいます。国際相続事件の処理には、『法の適用に関する通則法』という国際私法の適用・解釈が不可欠ですが、かかる国際私法の問題になると、法律の専門家である弁護士も敬遠してしまう場合もあります。

私がこれまで担当した国際相続事件数は、豊富とはいえません。しかしながら、こちらから積極的に情報を発信しなければ、税理士・司法書士の必要な協力を得ることはできないのではないかと、また、積極的に情報発信し新しい情報を得ることが、依頼者に対しさらに良いサービスを提供することにつながるのではないかと、考えるようになりました。そのような中で、タイミングよく、税務研究会様よりお声掛けをいただき、本書の執筆という私にしては大胆な決断をしてみました。

本書は、『国際相続の法務と税務』というタイトルをつけたものの、特に法務部門は、紙面の関係上、国際相続事件を処理するために必要な法律上の論点の基本的な考え方、実務上のポイント等を整理して簡単に紹介したものに過ぎません。また、第2部の具体的なケースの処理方法として紹介したものは、唯一の考え方でもなく、他の処理方法もあるようにも思います。しかしながら、紹介した処理方法のほとんどは、過去の事件の処理で実際に採用した方法で、議論の余地はあるにせよ、一応の処理はできているものですので、実務家の皆さんが、今後国際相続事件を検討するにあたって、何らかの手がかり、参考になると考えます。

税務面（第1部 総論 第2章 税務編・第2部 各論の税務面の検討）につきましては、税理士法人東京クロスボーダーズ（現 BDO 税理士法人）の長峰伸之先生、羽根由理子先生をはじめとする先生方に全面的にご担当いただきました。我々弁護士が依頼者から相続に関する相談を受ける場合、資産税関連の知識は必須です。依頼者の大きな関心も税務面にあつたりしますが、税務については苦手とする弁護士も多く、日々変わる税務実務、税務当局対応等までは実際にカバーしきれず税理士の協力がなければ対応しきれないというのが現状です。特に、複数国がまたがる国際相続ともなると、対応できる税理士事務所というのも限定されています。税理士法人東京クロスボーダーズ（現 BDO 税理士法人）は、国際相続案件といった個人税務案件から、企業の移転価格コンサルティングまで広くカバーしている国際税務事務所です。今回の執筆につきましても、東京クロスボーダーズのメンバーには、かなり厳しいスケジュールの中で、充実した内容の

原稿を執筆いただいたこと、この場を借りて深く感謝申し上げます。

本書執筆にあたり、これまで担当した事案、集めた書籍、論稿、判例等を再検討しましたが、新しい疑問点、問題点を発見し、改めて、国際相続事件の処理の難しさを感じました。知識の整理の機会を与えていただいた税務研究会様には感謝申し上げます。このような機会がなければ、日々の業務に追われ、なかなか問題点を詰めることができない状況にはありますが、今後も相続に関する問題点については、ライフワークの1つとして、実際の事案を処理しつつ理解を深めていければと考えております。

2014年（平成26年）11月

弁護士 酒井 ひとみ  
（代表執筆）

## 目 次

本書の構成及び本書の使い方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ xvii

**第 1 部 総論**・・ 1

**第 1 章 法務編**・・ 2

I 国際相続事件を処理するにあたって知っておきたいこと・・・・・・・・・・ 2

1. 国際相続事件の定義・・ 2

2. 国際相続事件が増加しつつある背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(1) 国際相続事件が増加する原因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

① 人の行き来の増加・・ 3

② 物の取引の増加・・ 4

③ 技術の進化・・ 5

④ 財産承継に関する日本人の意識の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

(2) 実際に増加している国際相続事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3. 国際相続事件が複雑になる背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

(1) 外国法の調査・解釈が必要な場合が多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

① 厄介な外国法・・ 7

② 外国法の解釈には現地の実務家の助力が不可欠・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

(2) 法制度が違う・・ 10

① 公的証明等が違う・・ 10

② 現地弁護士とやりとりをする上での留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

③ 法制度が異なることによる具体例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

4. 国際的な法体系の対立がある・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

5. 国際私法上の対立・・ 17

(1) 国際私法とは・・ 17

① 国内的私法関係	18
② 国際的私法関係——国際私法を検討する必要がある場合	18
(2) 相続統一主義	19
(3) 相続分割主義	20
(4) 国際私法上の対立があることによる問題点	21
6. 実体法上の対立	22
(1) 包括承継主義	22
(2) 管理清算主義	24
(3) 実体法上の対立があることによる問題点	25
(4) 国際裁判管轄	26
① 国際裁判管轄	26
② 国際裁判管轄が日本にあるとしても……実務上の問題点	27
II 国際相続事件に関連する規定	29
1. 日本の国際私法	29
2. 相続の準拠法	30
3. 本国法	31
(1) 場所的不統一法国の場合	32
① 通則法の規定	32
② 密接関係地法	33
③ ドミサイル (domicile)	33
④ アメリカ人の密接関係地を決定するには	34
(2) 重国籍の場合	35
① 通則法の規定	35
② 常居所 (habitual residence)	36
③ 具体的なあてはめ	37
(3) 未承認国家又は政府の場合	38

① 通則法の規定	38
② 具体的なあてはめ	39
(4) 人的不統一法国の場合	39
① 通則法の規定	39
② 具体的なあてはめ	40
4. 相続準拠法の適用範囲	40
(1) 相続の開始	41
(2) 相続人の範囲	41
(3) 相続財産	42
① 通説・判例	42
② 具体例	42
(4) 相続分、寄与分及び遺留分	43
(5) 遺産分割	44
(6) 相続人の不存在、特別縁故者制度	45
(7) 管理清算手続	46
5. 遺言	47
(1) 通則法の規定	47
(2) 遺言の成立と効力の準拠法	47
(3) 遺言の取消しの準拠法	48
(4) 遺贈と遺言による認知	48
① 遺贈	48
② 遺言による認知	49
(5) 遺言の方式の準拠法に関する法律	49
① 法令上の規定	49
② 遺言保護	49
③ 具体的なあてはめ	50
(6) 遺言の検認	51

6. 先決問題	53
(1) 先決問題とは	53
(2) 先決問題の具体的処理	54
7. 適応問題	55
(1) 適応問題とは	55
(2) 適応問題の処理の方法	56
8. 反致	57
(1) 反致とは	57
(2) 反致の根拠	58
(3) 反致の具体的場面	59
9. 公序	61
(1) 公序とは	61
(2) 具体的に問題となる場面	62
10. 信託	62
(1) 日本の信託制度とは	62
(2) 信託の歴史と日本の信託	63
(3) 信託の相続における機能	64
(4) 外国信託の国際裁判管轄	65
(5) 外国信託の準拠法	66
<b>第2章 税務編</b>	<b>68</b>
I 総論	68
1. はじめに	68
2. 相続手続と相続税の関係	71
3. 相続税の計算の流れと4つの検討課題の位置付け	73
4. 住所（生活の本拠）について	75
1) 相続税法基本通達の「住所」規定	75

2)	住民票の住所は「住所」ではない？	76
3)	最高裁／判例による「住所」	77
4)	通達による日本に住所があるものとして取り扱うものの例示	82
5)	所得税における居住者の規定	82
6)	住所の推定（所得税規定）	83
5.	納税義務者	85
1)	納税義務者の区分	85
2)	一時居住者	91
3)	一時居住被相続人・非居住被相続人・非居住贈与者	91
4)	課税財産の範囲	93
5)	相続時精算課税制度の適用を受けていた場合	93
6)	個人とみなされて相続税が課される法人・団体	94
7)	相続税が課される特定の一般社団法人等	95
8)	法人税法上の遺贈財産の取扱い（普通法人、協同組合等、 人格のない社団・財団等及び公益法人等）	95
6.	相続財産と相続税課税対象財産	97
1)	「相続財産」の範囲	97
2)	みなし相続財産	100
3)	相続時精算課税制度を適用した贈与財産	102
4)	財産の所在	102
7.	財産評価	106
1)	財産評価基本通達に定める国外財産の評価方法	106
2)	為替換算について	108
3)	小規模宅地の評価減	108
8.	非課税財産	111
1)	非課税財産の範囲	111
2)	生命保険金・退職手当金の非課税計算	112

9. 債務控除・葬式費用	112
10. 相続税の税額計算（概要）	113
11. 納税義務者の区分と各種税額控除	115
12. 在外財産に対する相続税の控除	116
1) 国内法の規定	116
2) 日米相続税条約の規定	117
13. 相続財産が未分割の場合の取扱い	118
14. 信託	119
1) 税務上の取扱いの違いによる信託の種類	119
2) 受益者等課税信託	120
3) 遺言代用信託と遺言信託	121
4) 受益者連続型信託	122
15. 国外財産調書制度	123
1) 国外財産調書及び財産債務調書	123
2) CRS（共通報告基準）と FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）について	124
<b>Column</b> 2020 年度税制改正による富裕層への課税強化	125
16. 国外転出時課税制度（出国税）	126
1) 概要	126
2) 適用対象者	126
3) 対象資産	127
4) 対象資産の価額判定時期	128
5) 納税猶予制度	128
6) 納税猶予を採用した場合における相続への影響	128
7) 国外転出時課税における転出とは	129
8) 外国で国外転出時課税を受けた財産に係る譲渡所得等の特例	129
17. 相続税の税率等	130

18. ケーススタディ	131
1) 国外に相続財産がある山田家の場合	131
2) 国外居住者が相続人に含まれているスミス家の場合	135
19. 各国相続法・相続税法の概要	141
1) 韓国	141
2) アメリカ	144
3) シンガポール	147
4) 香港	148

## 第2部 各論 151

### 第1章 被相続人が外国の資産を有する日本人の場合 152

#### 事例Ⅰ 外国にある遺産の相続の準拠法等（不動産・タイムシェア） 152

1. 法務上のポイント 153
2. 税務上のポイント 163

#### 事例Ⅱ 外国にある遺産の相続の準拠法等（外国にある遺産の相続手続） 166

1. 法務上のポイント 167
2. 税務上のポイント 178

#### 事例Ⅲ 外国で作成した遺言書の日本における効力等 181

1. 法務上のポイント 182
2. 税務上のポイント 190

#### 事例Ⅳ 死亡保険契約の準拠法等 193

1. 法務上のポイント 194
2. 税務上のポイント 198

#### 事例Ⅴ 遺産分割調停事件の国際裁判管轄等 199

1. 法務上のポイント 200
2. 税務上のポイント 205

第2章 被相続人が外国人の場合	207
事例Ⅵ 相続の準拠法と反致等（基本的な考え方）	207
1. 法務上のポイント	208
2. 税務上のポイント	214
事例Ⅶ 相続の準拠法と反致等（応用編）	215
1. 法務上のポイント	216
2. 税務上のポイント	221
事例Ⅷ 先決問題・適応問題等	223
1. 法務上のポイント	224
2. 税務上のポイント	235
第3章 エステートプランニング	240
事例Ⅸ 遺言者の財産が各国に存在する場合の遺言書の作成の留意点等	240
1. 法務上のポイント	240
2. 税務上のポイント	249
事例Ⅹ 信託制度の活用等	252
1. 法務上のポイント	253
2. 税務上のポイント	262
事例Ⅺ 外国の信託	263
1. 法務上のポイント	264
2. 税務上のポイント	267
参考資料	271
法の適用に関する通則法	272
遺言の方式の準拠法に関する法律	281
遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約（抄）	283

---

# 第1部 総論

# 第1章 法務編

## I 国際相続事件を処理するにあたって知っておきたいこと

### 1. 国際相続事件の定義

国際相続事件とは、相続関係を構成する何らかの要素が外国に関連する相続事件をいいます。

具体的には、

- ① 当事者である被相続人又は相続人のいずれかに外国人が含まれる
- ② 被相続人の居住地、死亡した場所、相続人の居住地のいずれかが外国である
- ③ 相続財産が外国にある

等、相続関係を構成する何らかの要素が外国にあり、複数の国の法制に関連する相続事件をいいます。

通常の国内相続事件は、当事者である被相続人・相続人の国籍、被相続人の居住地、被相続人の死亡した場所、相続人の居住地、相続財産の所在地等、相続に関連するすべての要素が日本国内にあります。したがって、すべての問題を国内の問題として、当然に日本国法のみを適用して解決することができます。

しかしながら、日本国内の問題だけでは解決することができない国際相続事件が、現在増加しつつあります。

### 2. 国際相続事件が増加しつつある背景

#### (1) 国際相続事件が増加する原因

国際相続事件が増加した要因としては、人、物、お金のボーダレス化を背景に、急激に国際化が進んだことが考えられます。

かつて、国際相続事件として問題となるケースは、在日韓国人・朝鮮人及び在日中国人の事件が多数を占めていました。国際相続事件に関する判例は古くから、大韓民国（「韓国」）、朝鮮民主主義人民共和国（「北朝鮮」）、中華人民共和国、中華民国（「台湾」）に関連する事案が多くあります。

第二次世界大戦後の高度経済成長期を経て、日本企業の活動の場も海外に拡大し、かつ外国企業の日本進出も増加する等して、経済活動の国際化は高まりました。他方、法律上・事実上のハードルも高かったからでしょうか、日本で国際相続事件となるケースは、国際結婚をした夫婦の一方が日本で死亡したケースや、海外に駐在経験がある日本人、長年海外に居住したことのある日本人が国外に財産を残したまま死亡したケース等、かなり限定されていたようです。

しかしながら、さらなる国際化が進み、各国間の人、物、お金の行き来が現実的に容易になると、国際相続事件が増加する土台ができてくることになります。

### ① 人の行き来の増加

まず、人の行き来の増加により、海外に居住する日本人、日本に居住する外国人が増加しています。1989年（平成元年）の在外日本人（長期滞在者と永住者）は586,972名でしたが、その後も増加の一途で、2015年（平成27年）から2017年（平成29年）の3年間は130万人超という数字を保っています<sup>1</sup>。他方、法務省の在留外国人統計によると、こちらも増加の一途で、2018年（平成30年）6月末に2,637,251名と過去最高を記録しました<sup>2</sup>。2018年（平成30年）末の出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」）の改正により、2019年（平成31年）4月から人手不足解消のため、一定の技能を持つ外国人や技能実習終了後の希望者に新たな就労資格が付与される等、これまで認められなかった単純労働に

1 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計平成30年要約版」（平成29年（2017年）10月1日現在）

2 <http://www.moj.go.jp/content/001269620.pdf>（平成31年（2019年）2月26日最終閲覧）

門戸が開かれ、外国人労働者を巡る大きな政策転換がありました。これにより、在留外国人数が今後ますます増加するものと考えられます。

人の行き来が活発になれば、波及効果として国際結婚数が増加します。外国に居住している日本人が亡くなり、外国人が日本で亡くなれば、国際相続事件が発生します。国境を越えた人の行き来が活発化する以上、国際相続事件が増加します。

## ② 物の取引の増加

国境を越えた物の取引が容易になったことで、日本に居住しながら、外国会社の株式、投資信託等の金融商品、外国の銀行の預金口座、不動産等の外国の財産を保有する人も増加しました。レジャー目的でハワイにコンドミニアムやタイムシェア<sup>3</sup>を購入するケース、長期円高・長期低金利を受けて、外国銀行に貯蓄をしたり、外国会社の株式・投資信託を購入し、資産の分散管理を図っている方もいるでしょう。同じことは日本国外に居住する外国人にもいえます。現に、日本に居住していないにもかかわらず、投資用資産として購入した都内の一等地にあるタワーマンションや京都のマンションを残したまま死亡した方の日本での相続手続を担当したこともあります。

積極的に外国の財産を取得するつもりがなくても、成り行きで外国の財産を保有することになったケースもあります。会社のESPP（Employee Stock Purchase Plan（従業員株式購入プラン））に基づき、親会社である外国会社のストックオプション、RSU（Restricted Stock Unit（譲渡制限付株式ユニット））等が付与されていた場合等です。日本の会社に勤務していても、その会社が外資系会社である場合等は、業績連動型報酬として親会社である外国会社のストックオプション等が付与されることがあります。もちろん、ESPPに参加するために、多くの場合は、契約書・合意書が作成されるので、被付与者には、外国資産

---

3 別荘を週単位で所有できる権利

## 第2部 各論

各論では、日本で問題になり得る国際相続事件の典型的な事例を取り上げ、それぞれの特徴や、実務上処理する上で留意すべきポイント、手続、考え方を解説していきます。

各事例では、実際に弁護士又は税理士として相談を受けた場合を想定して、法務と税務を分けて、事例の処理の仕方をQ & A形式で解説しました。各事例の解説では、中心となる論点については詳しく解説しています。一方で、国際裁判管轄、準拠法、相続人の確定、財産の特定方法、税務申告上の財産の評価方法等、国際相続事件を処理する上でよく触れる論点については重複する部分もあるので、詳細な説明は前の事例の解説に委ねることもありますが、ご了承ください。

なお、ここで紹介する処理方法は、これまで我々が経験した事件及び知人の実務家が実際に扱った事件をベースに、一応の実務上の処理ができたとの検証を経たものですが、実務家の読者の皆様の中には、同様のケースで、異なる処理をした方、より効率的な処理をすることができたという方もいらっしゃるでしょう。そのような場合は、是非とも私共に情報を提供いただき、現時点では非常に少ない国際相続事件に関するリソースを実務家間で共有させていただければ、今後の国際相続事件の迅速な解決の促進に役立つものと考えます。

さらに、本書は、日本法下の処理については、執筆時点である令和元年（2019年）9月30日（税務については平成31年（2019年）3月31日）の法令等に基づき、また外国での処理については、執筆以前の過去の事件処理を参考にしています。実際に具体的検討をされる場合は、その時点において、必ず日本だけではなく関連する外国法の法律・税務の専門家にご相談ください。

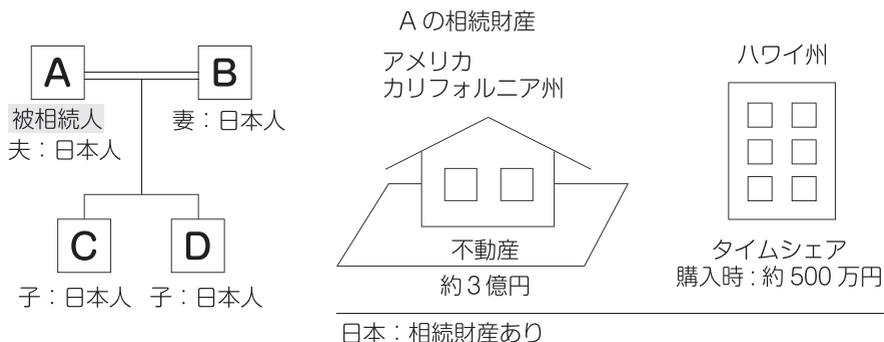
# 第1章 被相続人が外国の資産を有する日本人の場合

## 事例 I

### 外国にある遺産の相続の準拠法等（不動産・タイムシェア）

日本に居住している日本人 A が無遺言で亡くなった。相続人は、妻 B、子 C 及び子 D である。相続人はいずれも日本人で日本に居住している。相続財産には、日本の財産のほか、A が家族を連れてアメリカ駐在中に購入したカリフォルニア州の不動産（日本円で約 3 億円相当——現在賃貸中）と、晩年購入して孫たちと毎年過ごしていたハワイのタイムシェア（購入時価格は、日本円で約 500 万円相当。現在価値は不明）が含まれている。相続財産に外国財産が含まれているということで、途方に暮れた子 C が相談者である。

〈図 1〉



## 1. 法務上のポイント

被相続人が日本人の場合の準拠法は、日本法です。

準拠法が日本法であっても、外国にある相続財産の相続手続（プロバートの可能性）は、財産所在地である外国法に従う必要がある場合があります。特に、外国の不動産（タイムシェア）を保有する場合、出口戦略に注意しましょう。

# Q

## I -1

父の相続財産には、外国の財産が含まれていることから、相続手続と言っても何から始めてよいのかわかりません。そもそも日本の民法が適用されるのでしょうか。

# A

## I -1

国際相続における相続の問題については、「被相続人の本国法」が準拠法として適用されることとなります（通則法36）。本件で、被相続人Aは日本人ですので、被相続人の本国法は、日本法です。したがって、本件の相続には、日本においては民法が適用されることとなります。もっとも、実務上、本件では、相続財産に、カリフォルニア州・ハワイ州の不動産（タイムシェアは権利型もありますが不動産型である場合が多いです）が含まれるので、プロバートの手続が必要となる可能性に留意が必要です。早めに国際相続に精通した専門家に相談することをお勧めします。

## 解説

### (1) 国際相続事件の処理——準拠法決定のプロセス

国際相続事件を処理する上で、まず大切なのが、当該相続がどの国・地域の法律を適用して処理されるのかという問題です。準拠法を決める作業を、私は「準拠法決定のプロセス」と呼んでいます。この準拠法決定のプロセスが、国際相続事件を処理する上での第一歩となります。

本件の当事者（被相続人 A 並びに相続人 B、C 及び D）はすべて日本人ですが、一部の相続財産がアメリカのカリフォルニア州とハワイ州という日本国外にあり、国際相続事件といえます。国際相続事件においては、『法の適用に関する通則法』（以下、「通則法」といいます）に従い、まず当該相続関係に適用される法律を決定する必要があります。

この点、通則法 36 条は、「相続は、被相続人の本国法による」と定めています。本件において、被相続人は日本人です。被相続人 A の本国法は日本法となり、本件における相続の準拠法は日本の民法となります。

被相続人が日本人の場合、日本における準拠法決定のプロセスは簡単です。被相続人の本国法は日本ですので、日本の民法が準拠法となるからです。

しかしながら、外国に相続財産があり、それが不動産である場合は、現地での相続手続が必要となる場合が高く、財産所在地が英米法系諸国に属する場合は、プロバートの手続にかかる可能性があるため、早めに国際相続に精通した専門家に相談することをお勧めします。

## Q I -2

父は、父の駐在員時代の先輩がやはりカリフォルニア州に駐在中に不動産を残して亡くなった時、相続手続が大変で、残されたご家族が大変だったらしいと、生前話していました。日本では、相続は民法で考えればよいとのことですが、父の残したカリフォルニア州の不動産についてはどのように考えればよい